

公印及び通帳取り扱いマニュアル

第1条 (趣旨)

公益社団法人五所川原青年会議所における公印及び通帳の取り扱いに関し必要な事項は、このマニュアルの定めるところによる。

第2条 (公印及び通帳の種類)

公印の種類は実印・銀行印とする。

- 2 通帳の種類は公益社団法人五所川原青年会議所のもつすべての通帳とする。

第3条 (公印及び通帳の取り扱い)

公印の取扱者は理事長とし、保管に関しても理事長の責において行う。

- 2 通帳の取扱者は事務局とし、保管に関しては事務局備え付けの金庫に保管するものとし、金庫の鍵の管理は専務理事の責において行う。
- 3 定期預金は証券式とし、保管場所は青森銀行五所川原支店の貸金庫に保管するものとする。

第4条 (公印の使用)

文書に公印の押印する場合においては、理事長が文書の内容を精査した上で押印するものとする。

- 2 支払い等に公印を使用する場合においては、財務マニュアルに則り押印をするものとする。

2016. 12.26 制定